資料３

令和７年度 第１回
野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

と　き：令和７年８月19日（火）10時～12時
ところ：野洲市役所　本館2階　庁議室

資料の構成

- はじめに
  - 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会について ……４Ｐ
  - 今回の調査検討について ……５Ｐ
- 今回の調査検討内容
  - ①学童保育料および季節保育料の価格検証……８Ｐ
    - １．保護者負担（学童保育料）の基本的な考え方…… ９Ｐ
    - ２．令和元年度から令和6年度までの利用状況・決算額の確認…… 10Ｐ
    - ３．保育料の検証…… 13Ｐ
  - ②物価高騰に伴う間食費の見直し……18Ｐ
    - １．学童間食の現状について…… 19Ｐ
    - ２．学童間食費の県内他市状況および見直し検討…… 20Ｐ
  - ③季節保育における延長保育料・間食費の固定化……21Ｐ
    - １．季節保育の延長保育料・間食費の計算について…… 22Ｐ
    - ２．日割り計算の見直し案…… 23Ｐ

はじめに

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会について

野洲市こどもの家条例　第14条

こどもの家の持続ある運営について調査検討するため、市長の附属機関として野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」という。）を置く。

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会規則　第２条

委員会は、次に掲げる事項について**調査検討する**。
⑴ こどもの家の事業に関すること。
⑵ こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること。
⑶ こどもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること。
⑷ **こどもの家の保育料の額等に関すること。**
⑸ 前各号に掲げるもののほか、市長がこどもの家の運営上必要と認める事項に関すること。
２　委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

今回、検討する案件

これまでの経緯　※参考（別紙）野洲市放課後児童健全育成事業の変遷

平成25年5月　提言書の提出（第1期）
（内容：指導員の確保と適正配置、保育システム及び受益者負担のあり方、子ども達の育ちと保育について）
⇒　同一勤務での再入所制限、一斉申込以後の申請制限、保育料の段階的改正（第1段階:季節、第2段階:通年・季節）

平成29年6月　提言書の提出（第2期）
（内容：土曜日開所に向けて）　⇒　平成30年度～土曜保育実施

令和 2年 3月　提言書の提出（第3期）
（内容：第1期提言における保育料の見直し（第2段階）⇒ 改正必要なし

今回の調査検討について

　これまでの野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」と言います。）の提言を受け、季節保育料を段階的に改正したほか、平成30年度より利用者ニーズに寄り添った保育サービスの充実（土曜日保育）を図っているところです。

・
・
・

今回は、①学童保育料および季節保育料の価格検証
　　②物価高騰に伴う間食費の見直し
　　③季節保育における延長保育料・間食費の固定化
これらの①～③についての検証内容について、調査検討します。

※通年保育料・・・年間を通じての入所における学童保育料
※季節保育料・・・春、夏、冬休み等の学校休業日期間とその前後の給食がない日の入所における学童保育料

今回の調査検討の手順

１．令和元年度から令和6年度までの６年間の利用状況・決算額の確認

２．市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合を検証

３．学童保育料、延長保育料、間食費について他市比較を含めて検証

最終的に・・・

今後の学童保育料等について、市長へ提言

今回の調査検討内容

①学童保育料および季節保育料の価格検証

１．保護者負担（学童保育料）の基本的な考え方

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言（平成25年5月）

① 事業費に市の事務費相当額を加えたものを総事業費とする。
② 総事業費から国県補助金及び加配人件費を除いた事業費を折半とする。

※加配人件費…特別支援児に係る指導員の人件費は市税負担とする。

学童保育料の基本的な考え方（イメージ）

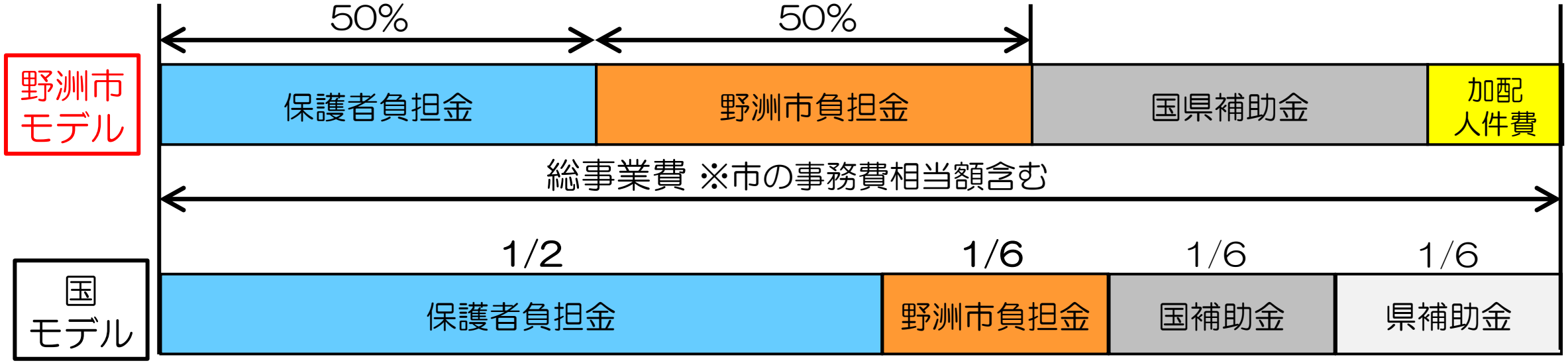

2．令和元年度から令和６年度までの利用状況・決算額の確認

2-1. 利用状況の確認

学童利用者 児童数推移　　毎年５月時点

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校児童数（人） a	3,008	2,991	2,952	2,924	2,833	2,769
学童利用者数（人） b	1,022	1,066	1,027	1,097	1,127	1,150
通年保育利用者数（人） c	751	776	822	866	886	908
季節保育利用者数（人） d	271	290	205	231	241	242
学童保育利用率（%） b/a	34.0	35.6	34.8	37.5	39.8	41.5
通年保育利用率（%） c/b	73.5	72.8	80.0	78.9	78.6	79.0

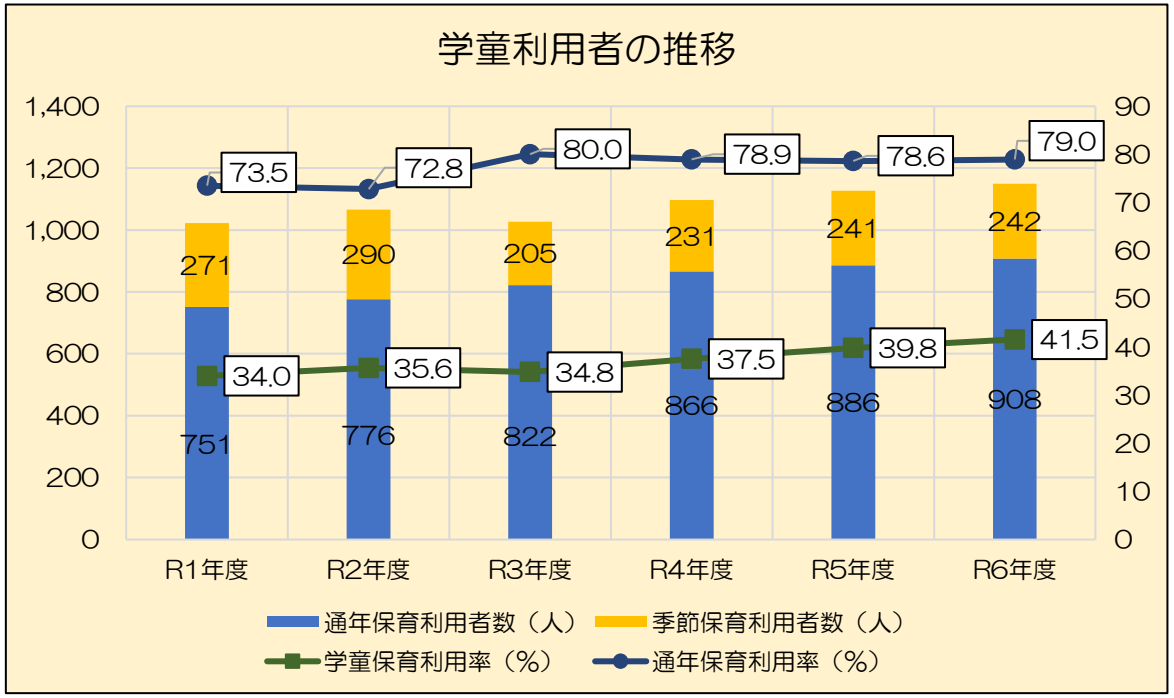

- 学童利用者数は、年々増加傾向で、令和6年度では令和元年度から128人、約1.13倍の増加となっています。
- 通年保育利用者が毎年微増し、全体利用者に対して８割近い値で推移しています。

2-2.こどもの家事業費の推移から見た市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合

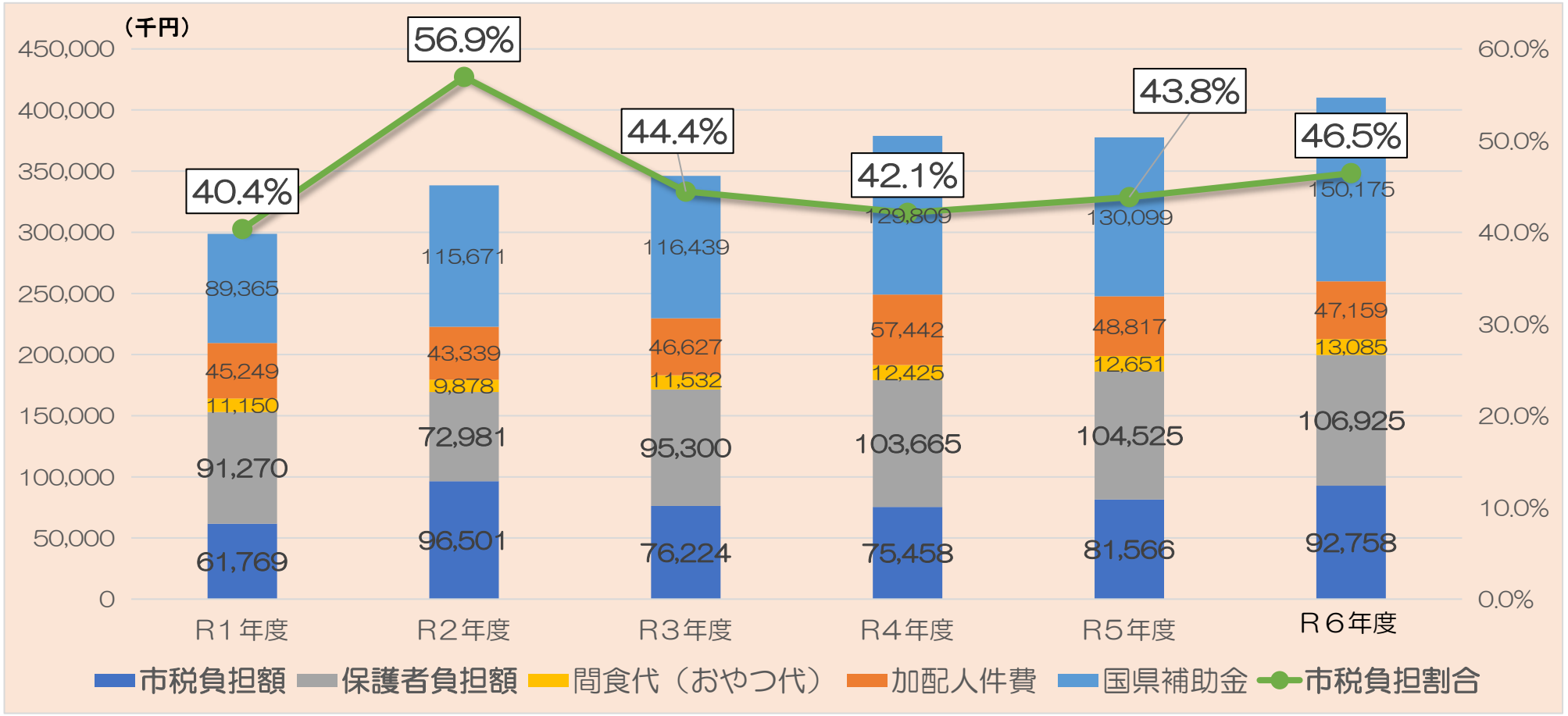

- 令和２年度の市税負担割合が高い理由
  新型コロナウイルス感染症の影響により閉所期間中の保育料を還付したこと
- 上記を除くと概ね40%台前半を推移し、令和６年度において46.5%となっています。

2-3.こどもの家事業費等の推移から見た市税負担金と保護者負担金（保育料）との割合（一覧）

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
注①	総事業費	298,803	338,371	346,123	378,799	377,659	410,101
注②	国県補助金	89,365	115,671	116,439	129,809	130,099	150,175
	加配人件費	45,249	43,339	46,627	57,442	48,817	47,159
	間食代(おやつ代)	11,150	9,878	11,532	12,425	12,651	13,085
	保護者負担額	91,270	72,981	95,300	103,665	104,525	106,925
	市税負担額	61,769	96,501	76,224	75,458	81,566	92,758
注③	市税負担割合	40.4%	56.9%	44.4%	42.1%	43.8%	46.5%

注①：総事業費は事務費相当額を加えた額
注②：国県補助金は加配人件費を除いた額
注③：市税負担割合は、市税負担額／（学童保育料＋市税負担額）で算出した額

３．保育料の検証

３-１.決算状況を踏まえた学童保育料の検証

市税負担割合 46.5%（令和6年度）… 保護者負担割合が若干高い

ただし、社会保険料制度改正に伴い令和６年度下半期から事業費が増

１年間分を反映

令和6年度決算ベースでの試算　48.6%

（参考）今後必要となる経費…

- 施設更新
- 指導員の処遇改善

ほぼ50%であるため、据え置きとする

3-2.県内他市の年間保育料比較

※R7.6月調査時点

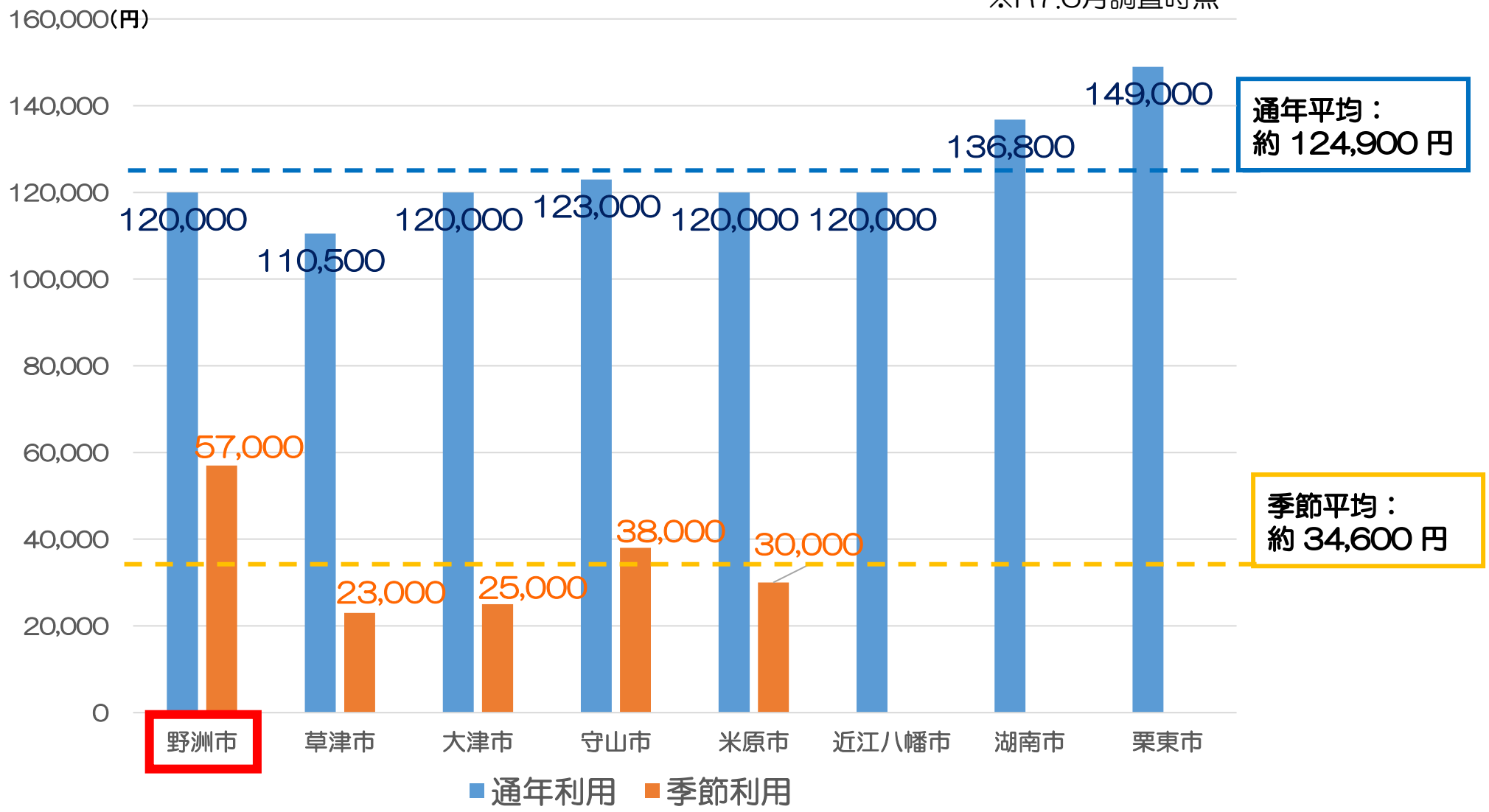

※湖南市は各施設により異なるため平均額

3-3.季節保育料の改正の経緯およびR7年度季節保育料の価格検証

通年利用と季節利用の保育単価統一に向けて、季節保育料単価を段階的に是正し、H29～H31年度において109.1円/hr まで是正した。

H24年度　是正前保育単価

保育区分	保育時間　A	学童保育料　B	保育単価　B/A
通年保育	1,095.5hr/年	120,000円/年	109.5円/hr
季節保育	522.5hr/年	40,000円/年	76.6円/hr

段階的に単価の統一

R7年度　保育単価

保育区分	保育時間　A	学童保育料　B	保育単価　B/A
通年保育	1148.5 hr/年	120,000 円/年	104.5 円/hr
季節保育	535.5 hr/年	57,000 円/年	106.4 円/hr

➡ 通年利用と季節利用で保育単価に大きな差はないため変更不要

3-4.保育料減免制度について

≪野洲市の減免制度≫

種　　類	減 免 率
①**生活保護**の規定により保護を受けている場合	10割
②当該年度の市町村民税**非課税世帯**	９割
③当該年度の市町村民税**所得割非課税世帯**	７割
④**母子・父子・祖父母家庭**で、児童を養育する者の前年合計所得金額が500万円以下の場合	２割
⑤**災害その他**の事情がある場合	市長が定める率

3-4.保育料減免制度について

≪近隣他市の保育料減免率≫

R7.6.9時点

種　類	野洲市	草津市	栗東市	守山市
①生活保護	10割	10割	10割	10割
②非課税世帯	9割	2割	5割	10割
③所得割非課税世帯	7割	なし	2割	なし
④ひとり親家庭	2割	2割	5割	月2,500円 （2割5分）
	※合計所得金額 500万円以下	※児童扶養手当認 定されている方	特に制限なし	※児童扶養手当認 定されている方
⑤災害その他	市長が定める率	全額	あり （状況に応じて）	不明

②物価高騰に伴う間食費の見直し

1．学童間食の現状について

現在、野洲市学童の間食（おやつ）は通年利用の場合、月額1,200円

⇒<u>１食当たり 60円</u>

提供例

◎おやつの目的

「こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされ、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるおやつ等を適切に管理し、提供する。」

「発達過程にあるこどもの成長にあわせて（略）補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する」『放課後児童クラブ運営指針』より抜粋

2. 学童間食費の県内他市状況および見直し検討

間食費１食あたりの価格比較

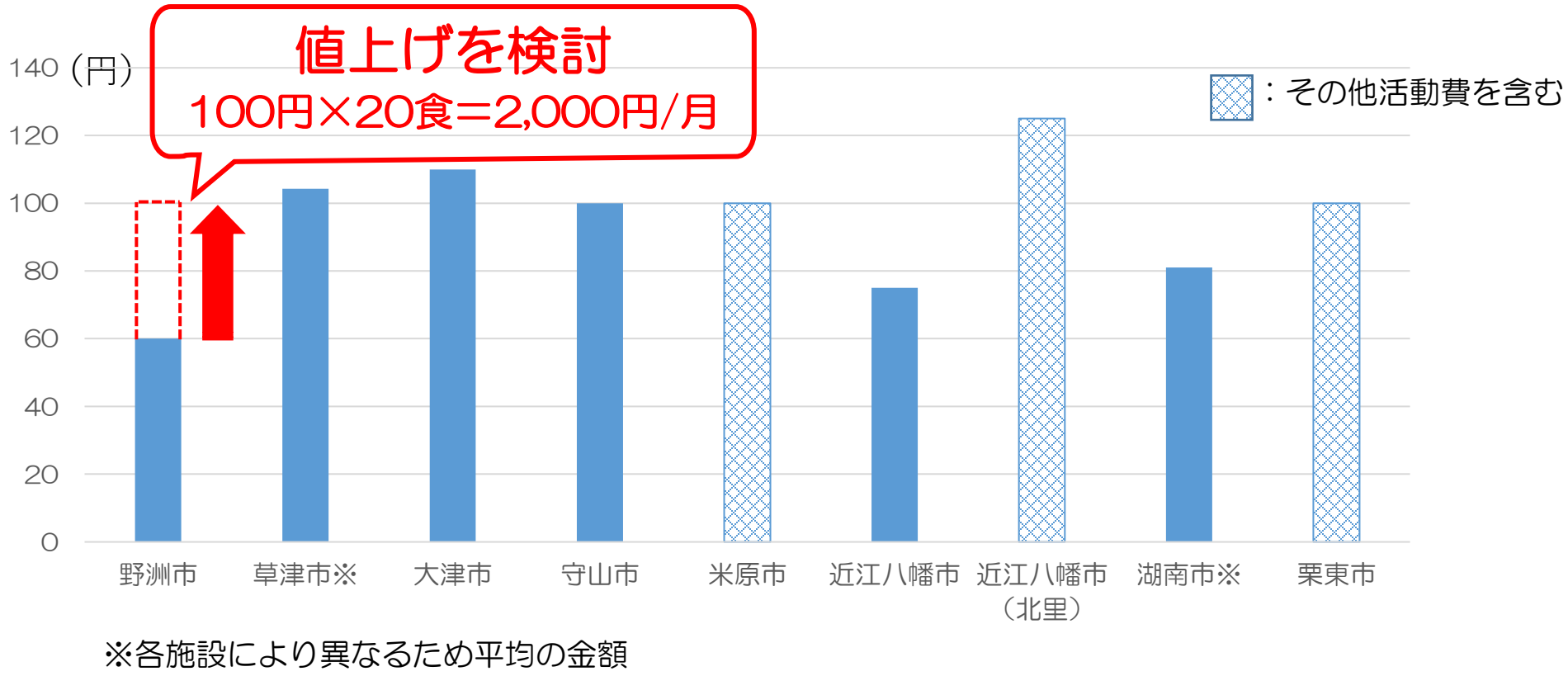

※各施設により異なるため平均の金額

- 県内他市は100円前後が多いなか、野洲市は１食60円と安価。
- 近年の物価高騰もあり、十分なおやつの提供が困難となっています。

③季節保育における延長保育料・間食費の固定化

1．季節保育の延長保育料・間食費の計算について

現状、季節利用の延長保育料とおやつ代は月額の日割り

⇒　毎年日数が変動する（主な例：下の表）

⇒　事務効率化のため、日割り計算を廃止し、金額を固定化したい

季節保育（夜延長実施）日数の変動（主な例）

単位：日

年度	R3	R4	R5	R6	R7
4月 (新1年生除く)	8	8	↘ 7	↗ 9	9
7月	7	↗ 8	8	↗ 11	11
1月	4	4	↘ 3	↘ 2	↗ 3

2. 日割り計算の見直し案

直近５年（R３年度～R７年度）の平均月額

R3～R7　平均	4月		7月		8月		12月		1月		3月		通年月額
	日数	月額	日数	月額	日数	月額	日数	月額	日数	月額	日数	月額	
早朝B(8:00-8:30)	6.2	300	7.2	350	20	1,000	3.4	150	2.2	100	5	250	1,000
早朝A(7:30-8:30)		600		700		2,000		300		200		500	2,000
夜間	8.2	800	9	900	20	2,000	4.4	400	3.2	300	6	600	2,000
夜間（新1年生）	11.8	1,200											
間食費	8.2	500	9	500	25	1,500	4.4	300	3.2	200	6	400	1,200
間食費（新1年生）	11.8	700											

※間食費は、月額1,200円を基準として算出
※8月については、その後の給食のない9月の日も含む

➡ R３年度～R７年度５か年の平均月額で毎年固定とする

（参考）R7年度の季節保育料

R7年度	4月		7月		8月		12月		1月		3月	
	日数	月額	日数	月額	日数	月額	日数	月額	日数	月額	日数	月額
朝8:00-8:30	7	350	8	400	20	1,000	3	150	2	100	5	250
朝7:30-8:30		700		800		2,000		300		200		500
夜	9	900	11	1,100	20	2,000	4	400	3	300	6	600
夜（新1年生）	14	1,400										
間食費	9	540	11	660	25	1,500	4	240	3	180	6	360
間食費（新1年生）	14	840										

※夏休み期間延長

○ 季節保育

令和６年度

日	月	火	水	木	金	土
8/25	26	27	28	29	30	31
		始業式				
9/1	2	3	4	5	6	7

令和７年度

日	月	火	水	木	金	土
8/24	25	26	27	28	29	30
31	9/1	2	3	4	5	
	始業式					

季節保育
５日間延長

④その他 こどもの家の運営に関する検討事項

…別紙「野洲市学童保育所連絡協議会からの要望等に対する回答について」参照

今後の予定

第1回委員会（本日）

- 結果を市ホームページに公表（学童利用保護者へ周知）

第２回委員会にて　今後の学童保育料等について市長へ提言

- 令和８年度中に規則改正
- 令和９年度入所申請案内に適用

令和９年度～料金改定（予定）

次回の委員会について

☞ 今回の会議での議論をふまえ、市長へ提言書を提出

次回の日程・場所

と　き：令和　　年　　月　　日（　）　　～

ところ：